○農林水産省告示第二百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、平成十三年四月十三日農林水産省告示第五百三十八号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十三年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第四項の規定に基づき、公示し、公布の日から施行する。

平成二十六年二月十二日

農林水産大臣　林　芳正

表補助金等の予算科目の欄中「震災対策農業水利施設整備事業費補助」を「震災対策農業水利施設整備事業費補助」に改める。

「震災対策農業水利施設整備事業費補助」を「震災対策農業水利施設整備事業費補助」に改める。

公告

諸事項

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３６８号

福島県南会津郡下郷町大字豊成字楢原2419番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県小田原市府川38番地の５

破産者　遠藤　裕幸

1　決定年月日　平成26年１月27日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第６６号

茨城県石岡市東石岡１丁目７番34号

破産者　狩野　修一

1　決定年月日　平成26年１月28日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第６号

静岡県菊川市下平川1911番地の３、旧住所静岡県菊川市古谷102番地の４

破産者　河原　金一

1　決定年月日　平成26年１月28日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第９０号

鹿児島県薩摩川内市中郷町4990番地、前住所鹿児島県薩摩川内市中郷２丁目８番１号

破産者　鶴原　裕樹

1　決定年月日　平成26年１月28日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１２３９号

北海道江別市野幌松並町23番地の10　中時方

破産者　安藤　弘美

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４７号

北海道石狩郡当別町蕨岱6809番地

破産者　石川　清美（旧姓山口・中川）

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５８７号

宮城県多賀城市下馬１丁目14番37号　ファミーユM・T101号

破産者　佐藤　　晋

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２７号

宮城県石巻市馬鞍字台９、住民票上の住所宮城県石巻市北上町十三浜字月浜220番地

破産者　佐々木敏行

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第２２１号

茨城県かすみがうら市宍倉6197番地20

破産者　酒井　善則

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５１４号

埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番９―406号新鶴団地

破産者　早乙女久美

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５４３号

埼玉県富士見市水谷１丁目６番地６　ビューハイツみずほ台102

破産者　倉田　宏行

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５５４号

埼玉県狭山市中央１丁目46番32号　石川コーポ102

破産者　武田　　実

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第５７２号

埼玉県富士見市大字鶴馬3237番地１　県営住宅富士見鶴馬団地２―109

破産者　森田　勝三

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第４８０号

神奈川県平塚市横内3242番地の３　オーク横内２―201号

破産者　小林富士子

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４８１号

神奈川県平塚市横内3242番地の３　オーク横内２―201号

破産者　小林　正年

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１７号

静岡市葵区南沼上１丁目５番１―10Ｆ号、旧住所静岡市葵区城東町35番18号

破産者　原　　英輔

1　決定年月日　平成26年１月29日

2　主文　本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　主文　破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所民事第２部